## 春秋左氏作者私考

## 米 山 寅 太 郎

明は名、 定說なき所である。 春秋左氏の作者に關しては、 或は姓は左、 其の他の一人は、 名は丘明と云ひ、 姓は左丘名は明と云ひ、 之を云ひて左丘明となすのが、 或は左丘復姓、 叉或は、 名は明なりと云ひ、 左は號、 古來の通説であるが、 丘は姓、 或は左丘明前後二人あり、 朋 は名と云ふの等、 而も左丘明其の人の姓氏 泃 共 に聚訟紛 0 人は 左姓, 々として に闘して Ē.

左氏作者を以て左丘明となすの説は、史記十二諸侯年表序に、

と存するを以て嘺矢とする。 魯君子左丘明懼弟子人々異端各安其意失其真。 而して、 其の所謂魯魯君子左丘明が果して論語の左丘明を指せるや否やに就いて、 故因孔子史記具論其語。 成左氏春秋。

何等明言する所はないが、 歌以為左丘明惡與聖人同。 劉歆に至つては、 親見夫子。 而公羊穀梁在七十子之後。 春秋左氏を顯彰し、 明に之を論語の左丘明に称してゐる。 傳聞之與親見之。 共詳略不同。 元書樓、

と存するもの是である。

:J-

H

巧言令色足恭。

左丘明恥之。

丘亦恥之。

匿怨而友其人。

左丘明恥之。

丘亦恥之。

治論語公

史公は

云ふべきか、 或は劉寶楠所說のごとく、複姓(左丘)は其の中の一のみ(左)を稱し得るとなしけれればならぬ。欲は此の故に、 共の書の名付くる所より之を推して、左は姓、丘明は名なりと

及春秋左氏丘明所修漢書楚

と云ひて、左姓説を取り、杜預亦從つて左傳序に丘明を言ひ、孔疏には明に

と解いて居る。

丘明爲傳。

以其姓左故號為左氏傳。

然るに、大史公は自序に

失詩書陰約者。欲遂其志之思也。 有國語。孫子廣腳。 而論兵法。不韋選蜀。 **昔西伯拘猆里。演周易。** 世傳呂覽、韓非囚粢。脫難孤憤。詩三百篇。 孔子厄陳蔡。 作春秋。 屈原放逐。 大抵賢聖發憤之所為作也。 著雕懸。 左丘失明。

と述べて居り、若し茲に左丘矢明、 脈育國語と存するものを以て真なりとすれば、必ず左丘復姓でなければならぬ。

然るに、此の自序の文は、

亦未遷蜀。屈原放逐。作韓縣。 所引者凡七事。然以今考之。孔子作春秋。在歸鲁以後。 在懷王之世。 至頃襄王。 乃遷之江南。 非厄陳蔡之時。呂覽之成。 非放逐而賦靡縣也。 懸諸國門。是時不韋方為秦相。 韓非傳。 作孤憤說難。

在居韓時。秦王見其書而好之。韓乃遺非使秦。亦非囚秦而作說瀰孤憤也。豐寫考信

語の語も、 と清儒崔述の論ぜるが如く、敍事已甚疑ふべきものあるに考へられ、從つて、 亦信ずべからざるものゝ知くにも考へられるのである。さりながら、 其の中に挟まるゝ、 左丘失明、 厥有國語並に其の下の孫子 所謂左丘失明厥有國

**魔腳、而論兵法につては、漢書司馬遷傳報任安書に、再び** 

及知左丘明無目。孫子斷足。

終不可用。

退論書策。

以舒其憤思。

と載せて居り、吏記孫吳列傳,孫武の孫孫臏の條には、

孫廣以此名顯天下。並傳其兵法。

と云ひ、韓非子難言篇には

傳說轉籌。孫子臏腳於魏。吳起収泣於岸門。

と存して、孫子廣腳而論兵法の事、或は信なるを思はしむるものがある。而して、今左丘失明の事、 再出するに見れば、 左丘失明の事も亦或は信じて可なるものと言はれねばならぬ。 且つ、 前掲太史公自序の 太史公之に

する所ありと言はれねばならぬ 等の語について更に之を見れば、其の災厄に遭ふと著作せると、其の年次は洵に崔述所說の如く實事と相反するものあ に存する左丘失明も必ずしも不信を稱し得ない。かくて之を見れば、左丘失明の語は必ず何等かの事實傳承に基いて記 四伯約美里。 其の災厄と成著との個々の歴史的事件に至つては、 演問易。 孔子厄陳蔡。 作春秋。屈原放逐。著離騷。 各人に悉く信じて可なるものである。 不韋遷蜀。 世傳呂覽。 韓非囚秦。 說難孤憤 從つて、 其の中

姓左丘は其の一字のみを分稱し得とせば別問題なるが。) り)、自序に左失丘明、 旣にして、 此の語を以て存すべしとなせば、 厥有國語と云へるとは、 左丘川姓氏に關して全く相背馳するの已なきにむ至るのである。</ri> 表序に左丘明成左氏春秋と云ひ、 (之を以て左氏姓を解す ものとなす限

此處に於てか、 宋の葉少蘊は

古有左氏左丘氏。太史公稱左丘失明厥有國語。今春秋傳作左丘氏。 而國語為左丘氏。

となし、 一は其の姓左、 一は其の姓左丘、 二の左丘明存せりと云ひ、 考經 義 朱彝尊は

左丘為複姓。 單稱左者、疑孔門避諱。

劉寶楠は、

笨史公以左丘連文。 作國語者左丘明。 則左是兩字氏, 作左傳者別一人。與史漢諸文不合。 明共名也。 左丘亦單稱左。 非也。 故舊文皆言左傳。 義論 治語 六正 不言左丘旗說。 說者疑左與左丘為

論」を掲げて論をなし、 特な兩者の矛盾を解かんとする努力である。 左は號、丘は姓、 明は名なりと云つて居る。 耐して、 即ち、 兪正燮は其の著癸己類稿第五に 兪氏は、 廣韻七八、 尤邱注不風俗通、 「左丘明子孫姓氏 並に急

就篇卷一、丘則剛、宋王應麟補注引風俗通に、共に、

鲁左丘明之後。叉(云)齊太公封於營丘。子孫以地爲氏。

と存するものを引いて、 左丘明、 丘姓説を提唱し、次いで、 左に関しては

以爲史官言之。如司馬遷書今名史記也。

春秋公羊穀梁題姓者、

毛詩韓詩之比。

邱明傳春秋而曰左氏傳者。

資楠を難じ, に於てか、 と論じて居る。洵に兪氏の左號、 姓者。 劉師塔は、 齊詩魯詩之比。云々、此則春秋時、 京都の重澤俊雄氏も亦左傳原始に於て、兪劉二家に贅し、是を以て左丘明姓氏の問題は解決せられたりと 直に其の説を襲ねて、 邱姓、 明名の説に從へば、 左盦集卷三に、 周公爲率。 題宰周公。不必是宰周。 劉氏論語正義左邱明姓氏駁義を作り、 史記の二つの文も易々、兩存其の全通を得と稱し得る。 司馬遷後稱史遷。不必姓史。 説を兪氏に取つて 是

繋けて兩者並有疑問を有してゐる。而も、急就篇卷一丘則剛の條には 然し乍ら、 ムつて居るのであるが、 筆者を以てすれば, 風俗通の言たる特り必ず左丘明の子孫たるべきを明言せぬのである。 猶兪氏所説に對して疑惑なき能はない。 即ち、 兪氏邱姓説の論據は、 又之を齊太公封於營邱 -1C 風俗通

称せられた。

陳有宛丘。居之者以爲姓。又邾存丘弱。後亦爲丘氏。

す意義は之を認むべきも、 して其のまゝに可なりとして肯定せらるべきものであらうか。思ふに、 か。兪正變は更に宰周公の宰を以て左丘明の左に比況し、其の號たるべきを説くのであるが、此の宰左の と考へられる。かくて見れば、 名なる先人により、 と說き、丘姓必ずしも,之を左丘明太公の後にのみ繫くべからざるものがある。恐らく、風俗通の如きは、 左に至つては、 左丘明の後世子孫、 其の官職の何たるかを知り得ぬのである。 丘姓を稱したと斷する事は倫早に過ぐと稱せらるべきではあるまい 率は其の居る所の官職を示し、 左史の官なるが故に、 確證あつての立言ではあるまい 之を以て號とな 比沉 左を號とな 特に其の著 は、果

れば、 すこと恰も宰周公の宰の如しとは通ずべからざるものである。著し、左に比せんとするならば、天宰小宰内宰等に於け を左傳の例に見るに,官職に於ける左右大小內外の等を以て號となし.其の姓氏名の上に冠するの例は求めて未だ之を る大小内外等を以てすべきであり、 兪氏が宰を以て左に比況したるは、 若し字に況せんとするならば、 未だ其の宜しきを得ざるものなりと、 **左史の史を以てすべきであらう。** 言はれざるを得ぬのである。 果して、 且つ、之

**說を取らんと欲する者である。** 得ぬのである。 然らば、 左丘明姓氏の問題は之を如何に解決すべきであるか。筆者は之に關しては、 かくて見れば、 其の左號說も頗る怪しむべきものありと言はれざるを得ぬ。 次の如き理由を數へて左丘複姓

一、嘗試に丘を以て其の姓氏名に配せる例を左傳に求むるに、

從つて左丘明の左は恐らく號にあらざるべきとと。

前記の如く、左傳の例に見て、

官職に於ける左右的外大小の等を以て號となし、

其の姓氏の上に冠する者之無く、

鄭丘綏、籍丘子組、渠丘公、卜楚丘、萬著丘公、丘弱、梁丘據。閒丘學、二、章語《上名』。其の妙上名『曹中之任る22年』まで、一

の如きが存する。

而して、

挟の中、

孔丘の丘が、其の頭尼丘に類し、

以類命爲象の名であるの外は、鄭丘、

間丘明,

問丘息、

楚丘, の姓、 著丘, 明の名なるに對し、 丘會幾云、虚 梁丘、 左丘の姓、 間丘悉く地名に取つたものであり、 明の名たるを類推せしめ、 左丘の地名に出づるあるを疑はしむること。 殊に、関丘明、 以地為氏と作するものは、 左丘明相配して之を見れば、 明に左丘 固近

元和姓纂に, 地名の存せしを窺ふに足るべきこと。 齊國臨淄有左丘と云ひ、 通志氏族略に、 論語之左丘明居於左丘、

四、史記自序に左丘失明と云へるは、左丘の複姓たるを證すること、

既にして、 に等論據は猶曖昧に屬するものあるも、 左丘明を以て複姓なりとすれば、、左丘明前後二人あり、 筆者はかくして、左丘複姓説を以て最も是を得たるものであると思惟する。 其の一人は姓左、 他の一人は姓左丘なりとは、

一諸侯羊衷序に左丘明成左氏春秋と云ひ、 信じ難 ものであるから、い所謂複姓なるものは、 左丘失明厥有國語とも云へたのであらうと想像せられる。 其の一字をのみ稱し得られたものであり、 場をとる。 從つて、 而

論語の左丘明の左氏を作り得ぬ事は、 旣に唐の啖趙以來明にせられたる所であり、 云

夫子自此皆引往人。 啖氏依舊說、 氏揚益義第五 春秋集傳纂例趙 以左氏為邱明受經於仲尼。 故曰。 竊比於我老彭。 今觀左氏解經淺於公穀。 又說伯夷等六人。 云我則異於是。 那繆實蘇。 並非同時人也。 若邱明才實過 人。 邱明者蓋夫 登宣若此。

-j-

以 前

蹬 且.

後人謂左氏為左丘, 代。惟啖趙立說以破之。未有的論。然後世終不以丘明爲左氏者、則自啖趙始矣。 非也。 趙氏口。 公穀皆孔子之後人。不知師資幾也。 左丘明乃孔子以前賢人。 與縮減、 卷 四 八 經 而左氏不知出 於何

國語 展途上に於ける一附會であつたであらう。 たりとすべきが如くである。 叉左氏國語自體の研究よりしても、 の事を立言し得たのであらうか。 かくて見れば、 其の成立年次は大體西紀前三百二・三十年前後に存すとする事を以て宜しきを得 然らば次に、 左氏, 國語の作者を以て論語の左丘明に繋けたるは、 史公は何に悲いて、 自序 (並に報任安書)に於て左丘失明厥有 恐らく、 た 氏 國 語 發

筆者は國語左氏の成立に關しては、 國語より取れりとの考へを懷くものであるが、(此の事に關しては後日再び述べる機會もあらうと思ふ,今日は紙數の都 合で欠くことゝする。)其の內國語を以て始め樂師瞽矇の屬に諷誦せられ、 たるものに非ずやと疑ふ者である。 其の時前後甚しくは相去らず、 然らば、 此の國語に關する想定は、 大體四紀前三百二・三十年頃に成立し、 如何にして可能であるか。 後遂にそれらの中の何人か によつて成著せら 而も左氏は

## 前掲史記太史公自序の文

國語。 夫詩書陰者。 孫子廣腳。 欲逐其志之思也。 而論兵法。 不韋遷蜀。 昔四伯拘美里。 世傳呂覽。 演問易。 韓非囚秦。 孔子厄陳蔡。 說難孤憤。 作春秋。 詩三百篇。大押賢聖發憤之所爲作也。 屈原放逐。 著雕 縣。 左丘失明。

くて考ふれば、 其の間に介在する左丘失明厥有國語の事も、 共の時或は前後相反するものありと雖も、 之を見るに、 前にも既に云へるが如く、左丘失明厥有國語を除くの他、 國語は史公により必ず盲人の作る所なりと信ぜられて居つたと云はれねばならぬ。 而も成者と災厄とは、 亦必ず何等かの事實を傳承せる事に基く記錄なりとされねばならぬ。 個々夫々に悉く各人に取つて事質である。 各人成著の事業と、災厄に遭逢せるの事とは、

告詩は盲人の司る所であり、(其の耳に專一なるが爲)、周禮春官宗伯には、 らくかくの如き人によつたものであらう。 のもある。 國語左氏の中には、 叉左傳襲公十四年に瞽為詩と載せてゐる。 其の道の人に非ざれば恐らく斯くの如くなるを得ず、常人の決して希及し得べき所ではない。 詩の成立を說き、 或は之を賦し誦し奏すの等、 かくて古昔詩は樂藩職の司る所なるに省みれば、 詩を述ぶるもの極めて多く、 樂官に大司樂以下大師小師瞽眡眠膫の屬 まゝ重話を引くも 國語の成立は、 然るに、

恐

國語左氏を見るに、好んで將來を卜し、 天道を云つてゐる。 濫し、 將來を卜し、 天道を云ふは, 是れ又多く瞽史の

嗣續共和。 如穀之滋、 必有晋國國 語語 **艳侯曰。寡人懼不免於晋。今君曰。** 

將有亂。

敢問天道乎。

抑人故也。

單子對日。

否非瞽史。

焉知天道。

周國 語語 下、

司る所であつた。

**啓史記**日。

语聞 晋之始封也。 跋在大火。閼伯之星也。 質紀商人。 商之饗國三十一王。 瞽史之記曰。 唐叔之世。 將 如 商 数。

然れば、 瞽も亦天道を知つてゐたのである。

严國 語語

汲冢所得に、 師春一篇が存したと云ふ。 而して、晋書東督傳に。

と云ひ、史通に、

師容一篇書左傳諸卜筮。

師春似是造書者姓名也

後世の所謂語り物の意義を其の内に含んで居つたのではなからうか。

師春多載春秋時筮者繇辭。將左傅相較。遂無一字差舛

思ふに師春は左傅に出づる晋の師曠と同様、

共の職樂師に存したものであらう。

然らば、

と載せてゐる。

天道を云ふの證となす事が出來る。 國語左氏の中には、 古帝王諸侯國の世系譜を稱するものが多い。 而して、 周禮春官宗伯には、

**瞽矇掌播兆鼓祝敔埙笳管弦歌。諷誦詩世逸繋。鼓琴瑟。** 

杜子春云、 帝讀為定,其字為奠。 **書亦或爲奠。世奠繫、** 謂帝繫、卿大夫世本之屬是也。 小史次序先王之世、昭

懼其動。玄謂諷誦詩,主謂厥作枢諡時也。諷誦王治功之詩,以爲諡。世之而定其繫。繫,述其德行,瞽矇主誦詩,幷誦世繫,以戒勸人君也。故國語曰、敎之世、而爲之四繫,述其德行,瞽矇主誦詩,幷誦世繫,以戒勸人君也。故國語曰、敎之世、而爲之四

而為之昭明德而廢幽昏焉。

調書於世本也。

切に、 就いては、 ( 諷誦詩世奠繫句切有二。 一者諷誦詩爲句、世奠繫爲句、一者諷誦詩世爲句、奠繫爲句。 杜子春、 鄭玄瓦に之を異にしてゐるがとまれ、 其の何れによるも,

古帝王諸侯國の世系に通じ、

之を司れることを察すべく、之を以て、

又國語左氏と瞽矇との相關を窺ひ得べし。

と誌してゐる。

其の何

國語左氏に記載せらるム説話を諷誦し、 傅へられたものは, ば左傳は記錄と諷誦とが、 誦するといふことは, 題して國語の語と云ふは、 丹羽正義氏著女那歷起述源光支馬學 たのは實に諷誦によつたのであつて、それが瞽とか瞍とか師とかの職であつたと考へられる…… 説話をそのまゝ諷 大體史の司る儀禮と暦とに關することのみで、その他の職務の實際上の知識以外のことが傳 やがて發達して自ら事學を記述し、之を諷誦して傳へるに至つた……。」と云はれ、叉氏によれ 其の内容に於て結合したものなることを知るのであるが、果して、然りとなせば、瞽矇が、 墨子公孟篇に所謂魯語が魯國の言葉とも解せらるべきが如く、 によるに、『記録が史の手に移るまではもとより、 遂に成著するに至りたりとなすも, 必じしも附會なりと稱すべきではない。 移つて後も、記録によつて 各國競話の諷 M を意

れるに至りたる事質を想起し、國語も亦瞽矇の徒によつて諷誦せられ、遂に竹帛にあらはさるゝに至つたものではない 筆者は以上の如き想定の下に、我國に於ける職記文學、平家物語が、 琵琶法師の口舌に傳承せられて、遂に成著せら

かと疑ふ者である。

との聯繫を發生し,而も、國語の場合にありては,更に瞽矇之を作るの事實傳承も加つて,遂に左丘失明厥有國語と言 若し、果して然りとすれば、左氏が左丘明と關聯付けられ、從つて、それと密接不可分な關係を保つ國語も亦左丘明

抑々左氏とは如何なる人であらうか。 とまれ、旣にして、左氏春秋の左氏は左丘明に非ず、左丘明なりとなすは、ある時代に於ける附會なりとするならば、

ふが如くになつたのではなからうか。

朱子は之に關して、

或云、左氏是楚史倚相之後。 故城楚史較詳。 卷八三 新 新

と云ひ、鄭樵亦

左氏之醫、序晋楚事詳。如楚師燈猶拾瀋等語、則左氏爲紫人。 **卷** 四 與 論

と論じて、左氏楚人說を取るのである。

氏の成立が鲁の國に属すべきか否かを決定せんと試みた。而して、 與(疑問語尾)、(六)、及と與、(接續詞)、(七)、於と于 とを拉來つて、之を左傳の用法と比較し、言語流系的に、左 瑞典の 魯語なりと假定し、七種の助字、(一)、若と如、(二)、斯(則の義)、(三)、斯(這簡の義)、(四)、乎(於の義)、(五)、 Bernhard karlgren (高本漢、或は珂羅偏倫と譯す)は、其の著左傳の直僞及其性質に於て、論孟の語を以

左傳不是孔子作的

左傳不是孔子弟子作也。不是像司馬遷所說「魯君子」作的。因為魯語完全不同的方言寫的。

=左傳或者一個人作者、或者是 所以假使地 或者他們 假如沙畹的話是封的 採用各國的春秋作材料。 幾個人作的、 那麼他 而屬於一個地方的。 或者他們 並不是很簡單的把牠們凑起來。 因為牠的文法是全書

實在是用他們自己的語言從新寫的。 (陸侃如飜譯に依る)

らねばならぬであらう。 審を以て魯人に非ずとなす從來諸說に比して、最も科學的證明法を取らんとしたものであると云ふ事が出來 よう と 思 而して、 ふ。從つて、此の立場を肯定する限り、史記以下が、 と結論した。 今更に、 高本漢の研究それ自身に關しては、二・三疑問をさしはさむべき餘地は存するのであるが、 朱鄭立說の如く、 分國記事の詳簡が、 鲁君子左明と稱した魯君子說も亦自ら附會に出づるものあるを知 作者の地方を決定する上に、 何等かの權利を保有する事の肯定

の上に立つて、衛聚賢の分國事詳簡の統系に依れば、

左傳

-26.5%

%

%

%

-18. % -14. % -10. % -10. % 5. 4. 3. 1.5% 1. - 1. %

1. 3. 5. 9. 8. 9. 10. 11. 12.

となり、 余考其書。 晋を第一に數へねばならぬ。 於魏氏事、 选飾尤甚。竊以爲吳起爲之者。葢尤多。夫魏絳枉普悼公時、 而して、 清儒姚鼐字姬傳は嘗つて、 左傳成立に就きて說を成し、

國風之魏。 鄭之後賜樂獨以與絳。 至季札時、 亡久矣。與邶鄶等而札胡獨美之曰。 魏献子合諸侯干位之人。 而述其為政之美詞。 以德輔此則明主也。 不恤其夸。 此豈信史所謂論本事而爲之傳者耶。 此魏大名公侯子孫必復其始之語。 南佐新軍,在七人下耳。安得平

晋事記載の最多なるに顧みれば、 を背後の三國にかけて、造飾甚しとなせる點は、 と云ふ。吳起為之者葢尤多の說は、 造飾以娟魏君者也。 叉忘明王之稱。三晋篡位後之稱。 左氏作者は、 別錄記載の先秦左氏傳流に基いたものであつて、 其の國或は晋三分後の魏にあつたものではなからうかとも考へられるも 泃に左傳を見て、 乃非季札時所宣有。適以見其誣耳。云云、(左傳補注序)、 **青肇にあたれりとすべく、又之を前掲衛氏統計表の** 取るべからざるの説であるが、之

韓非子の中には、衞に左氏なる地名の存した事が誌されて居る。

のである。

衛策有略向交、 內儲說上、戰國策 都邑**卒。** 易之。群臣左右諫曰。 術嗣君之時。 雖有十左氏。 有脊雕。 無盆也。 逃之魏。因爲襄王之后治病。衞嗣君聞之。使人請以五十金賢之。五反而魏王不予。 法立而誅必。 夫以一都買胥靡可爭。 雖失十左氏無害也。 F. 魏王聞之日。主欲治而不聽之不詳。 非子之所知也。 夫治無小。 而亂無大。 因战而往 法 不 乃以左氏 立 。徙献之。 ī'nī

吳起衞左氏中人也。齡說右上、

戦國當時衞に存した事は事實である。 氏となすもの(或は豪族か)あり、 と存するものは是である。旣に、 地名に左氏と云ふ。其の名の由つて起る所以を考へて見ると、其の地に元、左を以て 遂に取つて其の邑地に名付けたすのであるかも知れ 店の酈道元の水經注卷十一、 寇水及東過博陵に、 82 とまれ、 左氏なる地名が

**博水** 又東南 選 穀 梁 亭 南 。

此 ものではなからうか。 りとするならば、 と減せて、 の邊に存したものであるかも知れぬ。 博陵に穀梁亭摩省なるものゝ存した事を示して居る。 若し、此の穀梁亭の宿名を以て古昔より存せるものな 彼の春秋穀梁傅と地名穀梁、左氏春秋と地名左氏との兩者の相關は、 卽ち此等春秋傳の名稱は、 若し之を以て是なりとすれば, 地名より起つたとする事是である。 戦國當時衛と魏とは五に境を接して居つたので 疑へば、左氏春秋の作者は、 何等かの類推を可能ならしむる

晋書東皙傳記戦の汲冢出土書目の中に、

せられるのである。

あるから、何等かの事質が伏在して、遂に前述の如く、晋魏の事を誇美して多く記載するに至つたのであらうとも理解

左傳諸の卜筮を書せりと云ふ師春一篇が、魏王の古憤中より發堀されと云ふ事も、左氏作者を考ふる上に於て何等かの 語分國記事詳簡統系は、衛氏によれば、百分率に於て晋四一、周一九、楚十、吳八、越六、鄭四となつてゐる。)、並に、 と存する。出土書目については異説はあるが、との束皙傳によつて考へれば、左氏と密接不可分の關係を保つ國語 國語三篇、膏楚晋事。(名三篇似禮記。又似爾雅論語。)師春一篇。書左傳諸卜筮。師春似是造書者姓名也。

示唆を含むものであるかも知れぬ。(一月二十二日)、